

Q&A 米粉新商品開発等支援対策事業

令和5年2月24日更新

○事業目的

No	Q	A	備考
1-1	事業内容の概要を教えてください。	米粉は、最終的にパンや麺等として消費者が消費するものであることから、米粉の消費拡大には、消費者が好んで選択する商品を製造することが重要です。 このため、米粉の特徴を生かした商品の開発等の取組を支援します。	(前段) 商品開発等支援対策事業実施要領第1

○補助対象事業者

2-1	応募できる応募団体の要件は何ですか。	民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、事業協同組合、企業組合、商工業者の組織する団体、農林漁業者の組織する団体、独立行政法人、認可法人、特殊法人、学校法人又は協議会のいずれかであること。	交付規程（事業実施者の公募選定要件）
2-2	補助対象者である「その他食事の提供を伴う事業を行っている者」とはどのような事業者ですか。	給食事業者やそうざい製造業者、飲食店などです。	交付規程（対象となる事業実施者）
2-3	小売事業者は当該事業の対象ですか。	食品流通事業者として事業の対象となります。本事業で開発・製造された米粉又は米粉を原料とする加工品を流通する取組を実施していただけます。	交付規程（対象となる事業実施者）
2-4	他の原材料から米粉に置き換える必要があるのですか。	米粉を製造又は米粉を加工する食品事業者、米粉を使用する外食事業者、米粉・米粉商品を取り扱う流通事業者が事業に参加することが可能であり、他の原材料から米粉に置き換えることは要件ではありません。	
2-5	交付規定第3に、「新用途米穀加工品又はこれを原料とする加工食品を製造し」とあるが、新用途米粉を使用できる用途及び加工品とはどのようなものですか。	新規用途米粉の加工品又はこれを原料とする加工食品の範囲は、「米穀の新用途への利用の促進に関する法律施行規則」において規定されている「米穀以外の穀物の加工品に代替して用いられるもの」、かつ、「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」別紙1の第2の2に定める加工用米の用途以外のものとなります。 したがって、米以外の穀類（小麦、トウモロコシや豆類）の代替としては使用できますが、穀類代替ではない馬鈴薯代替や、従来から米を原料として作られている上新粉などやそれを使用して製造される米菓や和菓子などに新規用途米粉を使用することはできません。 なお、「加工用米」の用途については、右記参考より確認できます。	参考 「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」別紙1の第2の2 https://www.maff.go.jp/j/seisan/jyukyuu/kome/seisaku/attach/pdf/index-5.pdf

○補助対象経費

3-1	補助対象事業を教えてください。	食品表示変更に伴う包材資材の更新（デザイン作成等の初期費用）、商品PR、機械導入、製造ラインの変更・増設、商品の市販段階における原材料費等となります。詳しくは、交付規定別表1を確認ください。	交付規程 別表1
3-2	本事業の補助金の上限や下限はありますか。	補助金の上限は、1件当たり2億円、下限は100万円です。また、これとは別に、商品の市販段階における原材料費（販売促進のための一定期間として3ヶ月間以内）として、補助上限は1件当たり1億円、下限は100万円です。	交付規程 別表1
3-3	本事業の補助対象経費を教えてください。	商品開発費、調査経費、機械導入費、包装資材費、デザイン作成費、商品PR費、市販段階における原材料費が補助対象経費となります。詳しくは、交付規程別表2を確認ください。	交付規程 別表2
3-4	交付決定額が、必ず補助されるのですか。	交付規程及び公募要領に記載された補助対象経費であっても、事業終了時に提出して頂く報告書及び証憑一式を審査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると判断された場合に、補助金は支払われますので、交付決定＝補助金の額が確定しているわけではないことをご留意ください。	交付規程第6、第8～第12
3-5	補助対象とならない経費はありますか。	建物等施設の建設、不動産の取得、他の助成事業の対象となっている事業、交付決定前に発生した経費等は、事業の実施に必要であっても補助対象となりません（交付決定前着手事業（4-1参照）として承認を受けた経費を除く。）。	交付規程（申請できない経費）
3-6	市販段階の原材料費支援は、使用する全ての米粉が対象ですか。	原材料費の補助対象は、増加する米粉の使用量の分のみとなります。	交付規程 別表2
3-7	申請時、販売促進期間の原材料費は概算でもよいのですか。また、原材料費が概算より多くなった場合は請求可能ですか。	概算での申請がかまいませんが、交付決定額を上回る金額を交付することはできません。また、交付金額を下回った場合には、補助金額は減額となります。	
3-8	原材料費支援期間「3ヵ月間」の対象となるのは販売期間ですか。	事業実施期間中における販売期間です。	
3-9	米粉を使った新商品を販売するためのPRとしてCM制作費やSNSプロモーション費やマネキンの店頭派遣費等は対象となるのでしょうか。	PR費として対象となりますが、本事業で開発された新商品のPR費のみが補助対象となります。	
3-10	新商品のPR費には上限金額やPR内容などの規制はありますか。	補助金の上限額（原材料費支援を除く）として、1件当たり上限は2億円までとなります。内容については原則として規制はありませんが、懸念等ありましたら個別にご相談ください。	
3-11	令和4年度中に補助対象事業を終わらせる必要があるのですか。	令和4年度の事業となるため、原則令和4年度中に完了するスケジュールをご提出いただきます。 なお、スケジュールとあわせて提供いただかなくてはならない情報がございますので、大変恐れ入りますが事務局までお問合せの上、ご提出ください。	

○公募・採択・手続き関係

4-1	交付決定より事前に着手した事業も申請できるのですか？	事務局から事前着手の承認を受けた場合は、令和4年12月2日（補正予算成立日）以降に購入契約（発注）を行った事業に要する経費も補助対象経費とすることができますが、補助金の採択を約束するものではありません。	交付規程（事業実施計画書の承認等）
4-2	応募に必要な提出書類はどのような書類ですか？	専用ホームページに詳しく記載されておりますので、ご確認ください。 https://komeko-koubo.jp	公募要領
4-3	課題提案書等提出の注意事項はありますか？	必要事項を全てご記載頂くとともに、審査はご提出頂いた書類を審査いたしますので、特に実施内容に関してはできるだけ具体的にご記載頂くことが重要です。 記載漏れなどがあった場合、審査の対象外となることもございますので、ご注意ください。 ① 課題提案書等は、様式に沿って作成してください。（必要に応じて参考書類等を添付してください） ② 提出した課題提案書等は、変更することができません。 ③ 課題提案書等に虚偽の記載をした場合は、審査対象となりません。 ④ 提出された課題提案書に記載の添付資料が添付されていない場合は無効とします。 ⑤ 要件を有しない者が提出した課題提案書等は、無効とします。 ⑥ 課題提案書等の作成及び提出にかかる費用は、応募者の負担とします。 ⑦ 課題提案書等の提出は、専用ホームページ上の申請フォームにご登録の上提出してください。FAX、持参による提出は受け付けません。（※申請フォームより提出ができない場合は専用ホームページより事務局までお問合せください） ⑧ 提出後の課題提案書等については、採択、不採択にかかわらず返却しませんので、御了承ください。 ⑨ 提出された申請書類については、秘密保持には十分配慮するものとし、審査以外には無断で使用しません。 ⑩ 評価基準や事業採択に関するお問い合わせについては、公平・公正な審査の支障となる恐れがあるため、一切回答できませんのであらかじめ御承ください。	公募要領
4-4	申請方法を教えてください。	専用ホームページより、応募に必要な書類フォーマットのダウンロードし書類を作成後、提出書類一式とともに、専用ホームページよりご申請をお願いいたします。	公募要領
4-5	申請手順を教えてください。	①専用ホームページから「申請フォーム」にアクセスし、事業実施者情報等を入力してください。 ②画面に従って応募書類を提出してください。 ③事務局より受領の連絡をメールにてさせていただきます。	公募要領
4-6	事業実施者の選定方法を教えてください。	評価基準に基づき、外部の公募選考委員会において審査の上、予算の範囲内で事業実施者を選定します。 なお、選定は書面審査にて行い、更に確認が必要な場合は別途ヒアリングを行うことがあります。 また、事業実施者の選定に係る審査の経過、審査結果等に関するお問い合わせにはお答えできませんので、あらかじめご了承ください。	公募要領

4-7	選定にあたっての評価基準はありますか？	<p>① 共通事項</p> <p>ア 補助要件（米粉の利用拡大、補助金額、事業実施期間等）が満たされているか。</p> <p>イ 交付規程及び公募要領で定める事業の目的に合致した事業であること</p> <p>ウ 事業実施者として、組織・人員、財政基盤等において適格性を有すること</p> <p>エ 事業実施の確実性を有し、事業の効果・効率性が高いこと</p> <p>② 米粉の利用拡大</p> <p>③ 米粉の特徴を生かした商品開発の取組</p> <p>④ 商品の新規性・継続性等</p>	公募要領
4-8	審査結果の通知はいつ頃頂けるのですか？	審査の結果について、個別にご連絡いたします。	
4-9	採択内示と交付決定の違いを教えてください。	<p>採択内示は交付決定事業候補者となった通知で、その後交付申請を必要書類とともに事務局に申請後、事業の交付決定が通知されます。</p> <p>原則として、事業は交付決定通知後に開始することができます。</p>	公募要領
4-10	本事業の大まかなスケジュールを教えてください。	<p>事業の公募期間：令和5年2月6日～同年3月6日 17：00</p> <p>事業採択の内示：審査終了後速やかに行います（3月下旬頃を予定）</p> <p>交付申請書の提出：事業計画書採択通知後、速やかに提出してください（提出記述は別途ご案内）</p> <p>交付決定（補助事業の開始）：交付申請書を受領後、順次行います</p> <p>事業の開始（予定）：交付決定の日から</p> <p>事業の完了（予定）：令和5年3月末日</p> <p>実施結果報告書の提出 令和5年3月31日</p>	公募要領
4-11	精算時には、どのような書類を用意すればよいのですか？	<p>実績報告時における金額を証明する書類一式（証憑）について、支払い先ごとに証憑を整理して提出いただくことになります。</p> <p>原則として、下記の書類をご準備ください。なお、準備できない書類がある場合は、代わるものをご準備いただくか、事務局へご相談ください。</p> <p><用意すべき証憑の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕様書 ・見積書 ・発注書 ・契約書 ・納品書 ・検収書 ・請求書 ・領収書（または振込伝票） 	

○その他

5-1	市販の小麦粉と米粉が混合しているミックス粉を使用しています。米粉の割合が分からないのですが、どうしたらいいのでしょうか。	米粉の増加量を定量的に示すことができない場合は、補助金額が特定できないので支援できません。	
5-2	「新商品」とはどのようなものですか。	事業者において、新たに開発した米粉を使用した商品又は既存商品の原料構成を変更（米粉割合を増加）した商品等です。	
5-3	事業期間内に必ず販売しなければならないのでしょうか。	事業計画に沿って、事業期間内に上市する必要があります。	
5-4	どのような成果目標の達成が必要になるのでしょうか。	別添3に記載された「米粉の使用量」が成果目標となります。また、事業実施から5年後まで毎年報告義務が発生します。	